

令和6年度 鏡野町保育園・認定こども園 入園申込案内



この案内は、申し込みから入園後の大事なことを記載しています。
手続き後も保管しておいてください。

鏡野町子育て支援課

鏡野町竹田660番地
TEL (0868) 54-2991
FAX (0868) 54-2891

受付期間

令和5年10月16日（月）～令和5年11月17日（金）

※期限を過ぎても受け付けます。ただし期限内に提出された方を優先して選考します。

※育児休業後の職場復帰、出産・転入予定などにより、令和6年度中に入園を希望される方は、この期間中に申し込みをしてください。

※必要書類がそろっていないと受付ができませんので、記入漏れや書類の添付不備が無いようご確認ください。

※兄弟姉妹の書類はまとめて提出してください。

※2人以上入園を希望する場合の添付書類は、入園する第1子の入園申込書に添付し、第2子以降の入園申込書右上に第1子名を記入してください。

必要書類の配布開始 令和5年10月3日（火）から

受付場所

子育て支援課または鏡野町の各保育園及び認定こども園

決定までの流れ

令和5年10月3日（火）から	入園申し込みに必要な書類の配布開始 鏡野町ホームページへ掲載（ダウンロード可能）
令和5年10月16日（月）から 11月17日（金）まで	入園申し込みに必要な書類の提出期間
令和6年1月中旬	審査（入園選考・利用調整）、入園の決定、入園説明会案内の送付
令和6年2月予定	入園説明会（各園）
令和6年3月予定	支給認定証、入園承諾書の送付
令和6年4月	入園（利用開始）
令和6年4月中旬 令和6年9月中旬	保育料決定通知書送付

※入園決定は、申し込みの先着順ではありません。新規・継続入園に関わらず保育を必要とされる程度の高い児童から入園選考により決定をします。

※申し込みの状況により、定員に余裕がない場合や保育の体制が整っていないなど、希望する施設を利用できないことがありますので、予めご了承ください。

※第1希望の施設に入園ができない場合は、第2・第3・第4・第5希望の施設で引き続き利用調整を行います。

教育・保育給付認定

教育・保育給付認定とは、小学校就学前の子どもを持つ保護者が幼稚園・保育園・認定こども園の利用を希望する場合、教育・保育の必要性等を鏡野町が認定するものです。教育・保育給付認定は保育の必要性の有無と年齢に応じて、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」のいずれかに区分され、認定区分によって利用できる施設が分けられます。

認定区分

認定区分	要件	有効期間	利用できる施設
1号認定	満3歳から小学校就学前の子どもで、教育を希望する場合	小学校に入学するまでの期間	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部)
2号認定	満3歳から小学校就学前の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする場合	小学校に入学するまでの期間 (注1)	保育園 認定こども園 (保育園部)
3号認定	満3歳未満の子どもで、保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする場合	満3歳の誕生日の前々日までの期間 (注1)(注2)	

(注1) 次の「入園できる要件」によって、有効期間が異なる場合があります。

(注2) 認定中に満3歳に年齢到達した場合の変更手続きは不要です。満3歳の年齢到達後に2号認定の支給認定証を鏡野町から送付します。

入園できる要件

「2号認定」、「3号認定」の認定にあたっては、以下の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが認定の要件となります。

「保育を必要とする事由」
<input type="checkbox"/> 就労：家庭外、または家庭内で仕事をしている場合 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など) ※就労等(家庭外、家庭内とも)とは、 <u>月64時間以上の就労がある場合</u> です。
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産：予定月の前2ヶ月及び産後2ヶ月の場合
<input type="checkbox"/> 疾病・障害：保護者の病気やけが、又は心身に障害がある場合
<input type="checkbox"/> 同居又は長期入院している親族の介護・看護
<input type="checkbox"/> 災害復旧：火災、風水害、地震等の被災により家庭を失った、破損したなどのため、その復旧している間
<input type="checkbox"/> 求職活動：求職活動(起業準備を含む)を行っている場合 ※求職活動中の入園申し込みは、 <u>入園後90日以内</u> に勤務先を決定してください。 ※特別の理由なく勤務先が決まらない場合は、「家庭保育可能」とみなし退園になりますので予めご了承ください。
<input type="checkbox"/> 就学：就学(職業訓練校における訓練を含む)の場合
<input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれがある場合

□ 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
 ※育児休業後の職場復帰による入園の場合は、原則として職場復帰の月からの入園となります。

□ その他、上記に類する状態であると町長が認めた場合
 ※育児、家事及び集団教育目的のみでは該当となりません。

利用できる時間

「2号認定」、「3号認定」の場合、申し込み理由により利用できる時間が、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

保護者のいずれか一方が保育短時間認定になる場合は、「保育短時間」となります。

申し込み理由	入園承諾期間	利用できる時間	
		保育標準時間	保育短時間
		11時間以内	8時間以内
(☆) 就労	入園が必要と見込まれる期間 (就労が続けば年度末まで) ※年度途中、退職等により保育を必要としなくなった場合は退園。	○	○
妊娠・出産	産前2ヶ月～産後2ヶ月の月末 ※産後の肥立ちが悪く家庭保育が困難な場合は、必要と見込まれる期間について継続入園が可能。 <u>(医師の証明等が必要)</u>	○	×
疾病・障害	入園が必要と見込まれる期間 ※医師の証明や、療養の状況等がわかる書類	○	×
(☆) 介護・看護	入園が必要と見込まれる期間 ※介護・看護を必要としなくなるまで	○	○
災害復旧	入園が必要と見込まれる期間	○	×
求職活動	90日間	×	○
(☆) 就学	就学期間中	○	○
虐待等	入園が必要な期間	○	×
育児休業中	入園が必要と認める期間 ※承諾期間内に勤務証明書などを提出されれば、継続入所が可能。承諾期間内に就労されなければ、退園。 ※次の「育児休業中の方について」をご確認ください	×	○

注1 (☆)の申込理由については、該当する時間により必要量が異なります。

月120時間以上 → 「保育標準時間」

月64時間以上120時間未満 → 「保育短時間」

注2 認定の有効期間中であっても、保護者の状況が変わった場合(保育の必要性の理由が変わった場合)には、保育の必要量が変化的ことがあります。

注3 保護者が2人いる場合、それぞれの認定の有効期間のうち、期間の短い方が適用されます。

●育児休業中の方について

原則として、「保育を必要としない」とみなします。

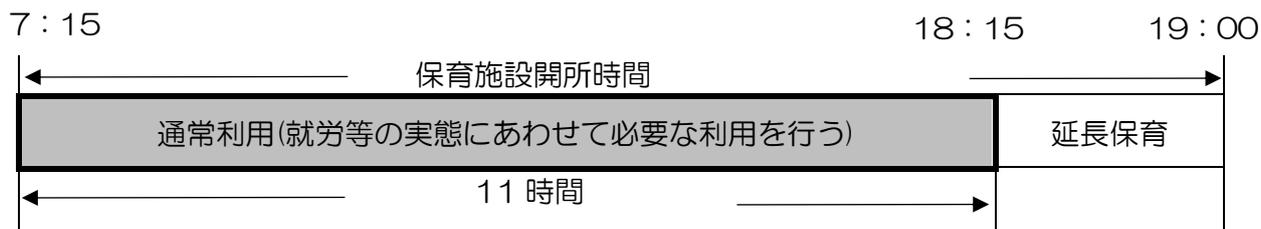
ただし、年度途中で育児休業を取得する場合、その休業開始前既に入園している下記に該当する児童については、継続入園が可能です。

<ul style="list-style-type: none"> ・<u>5歳児、4歳児、3歳児の場合</u> ※利用できる時間は保育短時間となります。 ※認定こども園保育園部に入園中の園児は原則幼稚園部へ変更になります。
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>2歳児～0歳児の場合</u> ※原則として家庭での保育をお願いします。 ただし、個別の事情がある場合は相談をお受けします。
<ul style="list-style-type: none"> ・発達上環境の変化が好ましくないと認められる児童。
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭保育では虐待の危険性があると認められる児童。

※「育児休業中の保育園の利用継続申立書」に「就労証明書」または、「育児休業期間取得証明書」を添付して届出が必要です。

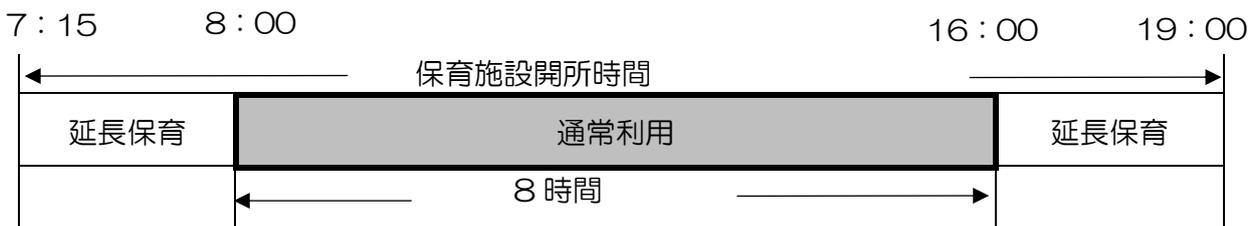
■保育標準時間（最長11時間の保育）

- ・1か月120時間以上の就労、妊娠、出産、その他



■保育短時間（最長8時間の保育）

- ・1か月64時間以上120時間未満の就労、求職活動中、育児休業中の継続利用、その他
- ☆保護者の勤務時間帯なども考慮して、認定します。



■時間外保育（延長保育）

○時間外保育の実施時間

開園時間以内、保育時間は次のとおり

- (1) 標準時間に認定された児童 午後6時15分から午後7時まで
- (2) 短時間に認定された児童 午前7時15分から午前8時及び午後4時から午後7時まで

○費用の負担

時間外保育の実施費用

- (1) 1時間につき200円

※標準時間の保護者・・・1箇月上限額3,000円

保育園・認定こども園（保育園部）

保育園、認定こども園（保育園部）の保育施設等は、就労や病気のために、児童を家庭で保育できない保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

利用できる方は、「入園できる要件」（2～3ページ参照）のいずれかに該当する必要があります。該当しない場合は保育園等の利用はできません。

保育園

園名	所在地	電話番号	利用定員
鶴喜保育園	鏡野町下森原 290-1	0868-54-0411	60人
香南保育園	鏡野町香々美 834-1	0868-56-0050	40人
奥津保育園	鏡野町女原 113-4	0868-52-2007	40人

※実際に受け入れる人数は、配置する保育士の人数等により調整することがあります。

認定こども園

園名	所在地	電話番号	利用定員
芳野こども園	鏡野町古川 474-1	0868-54-0482	150人
かがみの中央こども園	鏡野町沢田 72-1	0868-54-0439	130人

※実際に受け入れる人数は、配置する保育士の人数等により調整することがあります。

◆入園資格

「入園できる要件」（2～3ページ参照）のいずれかに該当

◆保育対象年齢

生後7ヶ月から就学前まで

◆保育の必要量の認定

児童の年齢や保育の必要性に応じて支給認定を受けます。さらに、保育を必要とする事由によって利用できる時間（3ページ参照）が決められます。

◆休園日

日曜日、国民の祝日・休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）、運営規程で定める休園日

◆保育時間

保育標準時間認定 午前7時15分～午後6時15分（11時間）

保育短時間認定 午前8時～午後4時（8時間）

時間外保育 午後7時まで

※保育園によって異なる場合があります。

◆保育料

2歳児以下のクラス：保護者等の市町村民税の課税額に応じて保育料を決定します。

3歳児以上のクラス：無償（給食費月額4,500円が別に必要です）

入園申請に関する留意事項

●特別な支援を必要とする児童について

食物アレルギー、障害児や医療的配慮（たん吸引等）など特別な支援を必要とする児童の場合、希望する保育園等の保育環境により入園が難しいこともあります。入園申し込みの前に子育て支援課にご相談ください。

また、児童の心身の状態や発達について気がかりな点など、健診や医療機関の受診で指摘されたことがある場合は、「児童状況票」に必ずご記入ください。

●ならし保育について

ならし保育は、入園後に児童が集団生活になれることを目的として、保育時間を短縮して保育を行います。このならし保育は、入園日より前に行うことはできません。

ならし保育期間中は通常の保育時間より早めのお迎えとなります。ならし保育の期間（およそ2週間程度）やお迎えの時間については、事前に保育施設とよくご相談ください。

●転入予定の場合について

現在町外にお住まいの方で、利用開始日までに鏡野町に転入予定の方は、受付期間中に、鏡野町の申請書類を用いて申請をしてください。申請書類の住所欄には、現在の住所・鏡野町での住所（予定可）・転入予定時期を必ずご記入ください。

●町外の保育園等を利用したい場合について

町外の保育園等を利用したい方は、鏡野町の申請書類を用いて申請をしてください。その他必要書類や申請期間等については、あらかじめ希望先の保育園等のある市区町村に確認してください。

●その他

保育園・認定こども園（保育園部）は、家庭保育ができない時間帯（基本的には認定時間内）にお預かりする施設です。児童の育ちには、保護者の方と過ごす時間がとても大切です。お仕事がお休みの日など、ご家族で過ごすことができる日はご家族でお過ごしください。



認定こども園（幼稚園部）

認定こども園（幼稚園部）とは、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせもち、就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供する施設です。

鏡野町の場合、3～5歳の教育を希望する児童と、保育を必要とする児童と一緒に生活を行い教育・保育を受けます。

また、保護者の就労等の状況が変わった場合は、保育園部への利用に変更することもできます。

認定こども園

園名	所在地	電話番号	利用定員
芳野こども園	鏡野町古川 474-1	0868-54-0482	20人
かがみの中央こども園	鏡野町沢田 72-1	0868-54-0439	20人

※実際に受け入れる人数は、配置する保育士の人数等により調整することがあります。

◆入園資格

鏡野町に居住し、次の保育対象年齢に該当する児童
園での集団生活に支障のない児童
転入予定の場合、入所月の1日に住民票が鏡野町にあること。

◆保育対象年齢

3歳児 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
4歳児 平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ
5歳児 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ

◆休園日

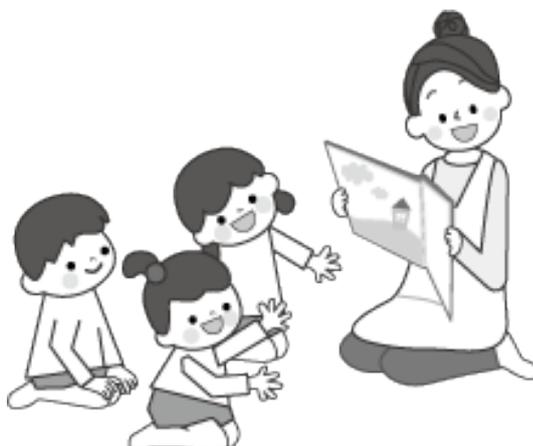
土曜日、日曜日、国民の祝日・休日
規則等で定める休園日（学年始め・夏季・冬季・学年末）

◆保育時間

午前8時30分～午後1時30分

◆保育料

無償（給食費 月額 3,500円が別に必要です）
※8月はいただきません。



保育園・認定こども園入園申請

(1) 提出書類

提出書類	保育園 認定こども園 (保育園部)	認定こども園 (幼稚園部)
支給認定申請書兼保育園・認定こども園・幼稚園入園申込書	○	○
児童状況票	○	○
入園申込確認書 ※申請児童が複数の場合は、提出部数1部	○	○
保育を必要とする事由を証明する書類 ※下記の「(2) 保育を必要とする事由を証明する書類」を参照 ※申請児童の保護者(父・母)それぞれについて、利用希望開始日時点の状況(予定含む)に該当する書類を提出 ※申請児童が複数の場合は、提出部数1部	○	/
利用者負担額(保育料)算定に必要な書類 ※下記の「(3) 利用者負担額(保育料)算定に必要な書類」を参照 ※令和5年1月1日時点で鏡野町以外に住民票の登録があった保護者は「個人番号届出書」も提出	○	○

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類

保護者(父・母等)の状況	必要書類
就労(就労予定を含む) (雇用、自営業、農業に従事)	就労証明書
妊娠・出産	出産・病気等・就学申立書および介護(看護)申立書 ※母子手帳の写し等(保護者名と分娩予定日記載の部分)
保護者の疾病・障害	出産・病気等・就学申立書および介護(看護)申立書 ※医師の意見書、診断書など ※身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(介護認定を受けている方)等の写し
親族の介護、看護	出産・病気等・就学申立書および介護(看護)申立書 ※身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(介護認定を受けている方)等の写し
災害復旧	り災証明書
求職活動(起業準備含む)	求職活動状況申立書

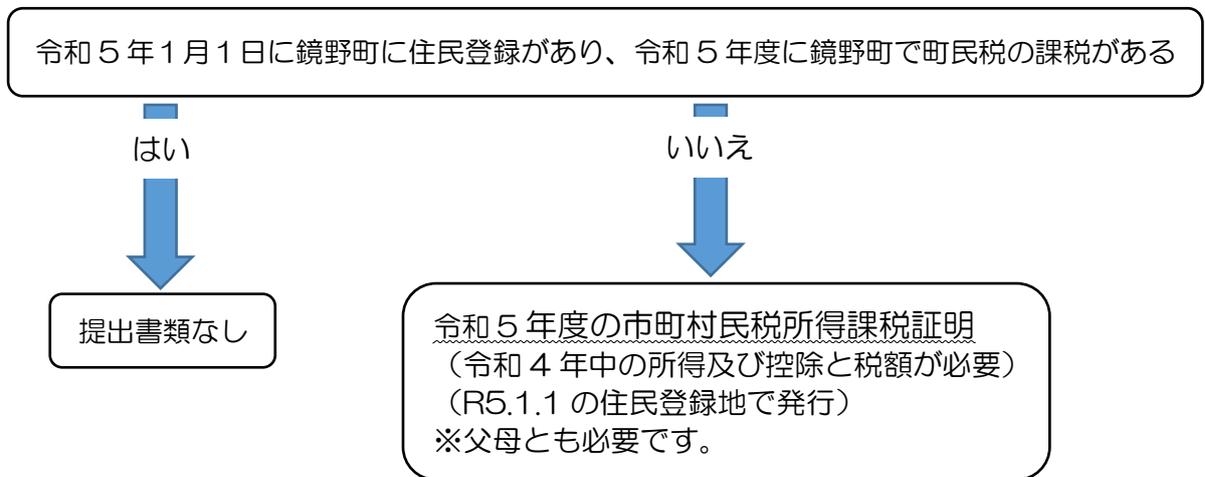
保護者の就学 (通学予定を含む)	出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 ※在学証明書等在学を証明できるもの
育児休業中	就労証明書 ※産休・育休期間、復職予定日等を記載のこと
その他	状況を証するために必要な書類

※記載内容は、必要に応じて事業所等に確認させていただく場合があります。

※保育を必要とする事由が変わったときは、その都度保育を必要とする事由を証明する書類を提出してください。

※上記のいずれにも該当しない場合、または判断できない場合はお問合せください。

(3) 利用者負担額（保育料）算定に必要な書類

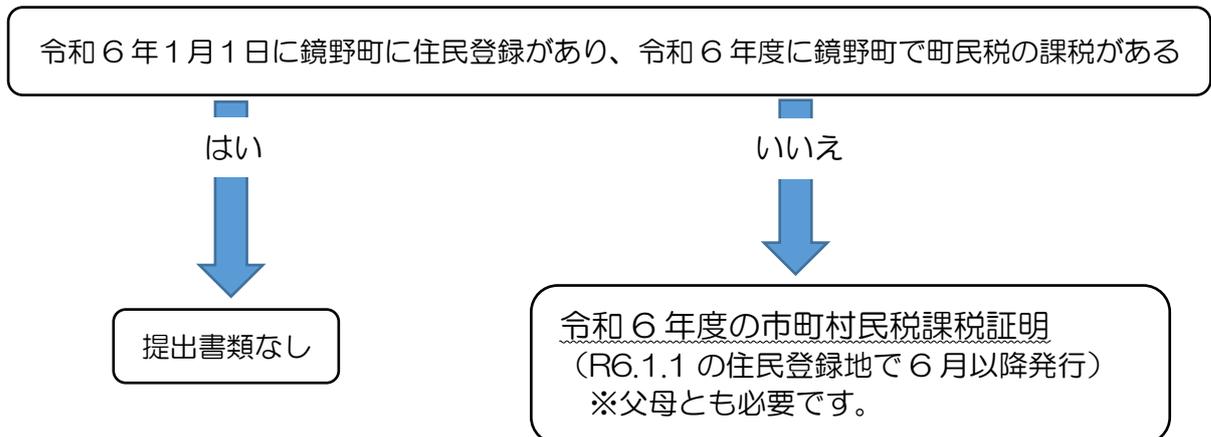


※令和5年1月1日以前から鏡野町に住民登録のある方で、令和5年度の住民税申告が未済の方は、申告が必要です。

※鏡野町に住民登録のある方で、他市町村の市町村民税の課税対象となっている場合も該当の市町村民税の課税証明書の提出が必要です。

※令和5年1月1日時点で鏡野町以外に住民票の登録があった保護者は「個人番号届出書」も提出してください。

令和6年9月以降に入園の場合



保育料（利用者負担額）及び給食費について

0歳から2歳までの保育料について

保育料は、保護者（父母等）の市町村民税所得割額の合計金額と、児童の年度当初の年齢及び同一生計内の子ども的人数によって決定されます。

毎年9月に算定基準額の切り替えを行いますので、保育料が変わる場合があります。

「鏡野町保育料月額表」（14ページ参照）をご参照ください。

※生計の中心者が父母以外であると判断される場合は、同居の祖父母等を生計中心（維持）者とし、その額を合算します。

※住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、配当割株式等譲渡所得割額の税額控除については保育料の算定上、控除の対象となりません（これらを控除しない税額で保育料を決定します）。

3歳から5歳までの保育料・給食費について

①幼稚園、保育園、認定こども園の保育料は無償です。

無償の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

②給食費（副食費）は保護者に負担していただきます。

ただし、世帯の市町村民税所得割額合計額が77,101円未満の階層、および第3子以降については免除となります。

保育料（利用者負担額）の納付について

•口座振替をおすすめしています。

•納付書（毎月15日発送）で納付する方は、指定する金融機関、コンビニエンスストア、PayPay、LINE Payでのお支払となります。毎月月末（12月は25日）が支払期限となります。

※口座振替を希望の方は、申し込み用紙を各保育園または子育て支援課でお渡しします。

※入園期間は原則月単位となります。各月の1日時点で在園している場合は、登園の有無にかかわらず、その月の保育料を全額納付していただきます。保育利用に変更予定がある場合は、速やかに各園または子育て支援課に連絡ください。

保育料の滞納について

当月分の保育料を期限までに納付いただけなかった場合、翌月20日ごろに督促状を発送します。

保育料には延滞金（納期限の翌日から納付の日まで期間に応じて年14.6%）が加算される場合があります。

引き続き納付されない場合には、児童福祉法の規定により、地方税の滞納処分の例による給料・預貯金等の財産差押えを実施することとなります。

上記の督促が行われるほか、児童手当を保育料未納分にあてることがあります。

3ヶ月以上の滞納がある場合、もしくは3ヶ月以上にわたり納付約束を履行しない場合は、利用調整にあたり優先調整指数を減点します。

入園申し込み後・入園後における注意事項

(1) 出生予定で入園申し込みをされた場合は、出生後に子育て支援課まで必ずご連絡ください。

(2) 鏡野町に転入予定で入園申し込みをされた場合は、転入手続きが終わりましたら子育て支援課に必ずご連絡ください。また、利用希望日前日までに転入されない場合は鏡野町で認定・施設利用ができませんのでご注意ください。

(3) 希望する施設に空きがなく、入園できなかった場合は、入園保留となります。保留は年度内有効です。希望する施設に入園が可能になった場合はご連絡いたします。

(4) 入園申し込み後、入園を希望しなくなった場合は、「入園（所）辞退書」の提出が必要です。

(5) 保育を必要とする事由や住所などの申請内容が変更になる場合は、届出が必要です。次の表をご確認のうえ、子育て支援課又は各園へ届け出てください。

保護者または児童の状況	必要書類
勤務先を変更 勤務の日数・時間が変更	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定変更申請書（教育・保育） 就労証明書
退職 求職活動	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定変更申請書（教育・保育） 求職活動状況申立書
雇用期間が変更	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書
産前休暇に入る	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定変更申請書（教育・保育） 出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書 母子手帳の写し等（保護者名と分娩予定日記載の部分）
育児休業に入る	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定変更申請書（教育・保育） 就労証明書（育休取得期間、復職予定日の記入があるもの） または、「育児休業期間取得証明書」 育児休業中の保育園の利用継続申立書
産休育休等の終了、復職	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定変更申請書（教育・保育）
保育時間の変更	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定変更申請書（教育・保育） 保育を必要とする事由を証明する書類
結婚した	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定変更申請書（教育・保育） 結婚相手の保育を必要とする事由を証明する書類 （保育を必要とする場合のみ）
離婚した	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定変更申請書（教育・保育） 離婚したことがわかる書類 ※戸籍謄本の写し、児童扶養手当証書など
転出・退園	<ul style="list-style-type: none"> 退園（所）届 ※原則、月末退園・月初入園となります。
転園・転部	<ul style="list-style-type: none"> 退園（所）届 支給認定申請書兼保育園・認定こども園・幼稚園入園申込書 入園申込確認書 保育を必要とする事由を証明する書類 （2号認定に変更する場合）
住所・電話番号の変更	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定変更申請書（教育・保育）
姓が変わった	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定変更申請書（教育・保育）
保護者（納付義務者）が変わった	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定変更申請書（教育・保育）
口座振替の停止	<ul style="list-style-type: none"> 保育料口座振替停止申出書
支給認定証を汚損・紛失	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定証再交付申請書（教育・保育）
その他家庭状況の変更	在園している園または子育て支援課までご相談ください

※月の途中で保育の利用を必要とする要件や保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の変更となる場合、原則として毎月25日までに届出が必要となります。

毎月25日までの申請は申請があった月の翌月1日から、毎月26日以降の申請は申請があった月の翌々月の1日から適用となります。そのため、適用となるまでの期間については、変更前の保育要件、保育必要量、保育料が適用となります。

一時預かり保育について

保護者の疾病や出産、看護等の理由により一時的に家庭で保育をすることが困難な場合、一時保育を利用することができます。

利用を希望される方は、各園に直接お申し込みください。

園名	所在地	電話番号	1日の利用定員
芳野こども園	鏡野町古川 474-1	0868-54-0482	6人
かがみの中央こども園	鏡野町沢田 72-1	0868-54-0439	6人
鶴喜保育園	鏡野町下森原 290-1	0868-54-0411	3人

○利用できる日 原則、週3日を限度とし1ヶ月あたり12日以内

○利用条件 保育所、幼稚園、認定こども園及び家庭的保育事業等を行う事業所に在籍しておらず、次のアからウまでのいずれかに該当する満1歳以上小学校就学前の児童

ア 保護者の就労、就学により断続的に家庭保育が困難な場合

イ 保護者の病気、けが、看護、介護、冠婚葬祭など緊急の場合

ウ 保護者の育児疲れの解消

※他の園に在園中や感染症等の病気の際は利用できません。

※園の都合等により、お預かりできない場合があります。

○保育時間 平日、土曜日とも 午前8時30分～午後5時

○利用料金

利用区分	保育時間	保護者負担額	
		町内在住者	町外在住者
1日利用	午前8時30分～午後5時	1,800円	3,000円
半日利用（午前）	午前8時30分～午後1時	1,000円	1,800円
半日利用（午後）	午後1時～午後5時	800円	1,200円

